[廃止届出記載例]

様式第5・・・①

使 用 廃 止 届 出 書

令和4年 4月 1日

(3)

## 広島県〇〇厚生環境事務所長 様

## ④ (下記代理人)

届出者 住所 〒723-\*\*\*\* 三原市円一町〇丁目 1-1 名称 〇〇食品工業 (株) 広島工場 氏名 工場長 〇〇 〇〇 電 話 0848(111)1\*\*\*\* (代表者)〒100-0000 東京都〇区〇〇1丁目1-1 〇〇食品工業 (株) 代表取締役 〇〇 〇〇

2

ばい煙発生施設 (<u>揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設</u>)の使用を廃止したので、大気汚染防止法第 11 条 (第 17 条の 13 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 31 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 物定粉じん発生施設 水銀排出施設	ばい煙発生施設 水銀排出施設	※整理番号	
⑥ 工場又は事業場の名称	〇〇食品工業株式会 社広島工場	※受理年月日	年 月 日
⑦ 工場又は事業場の 所在地	〒723−**** 三原市円一町○丁目1−1	※施設番号	
⑧施設の種類	廃棄物焼却炉, 1 施設 ボイラー (No. 2, No. 3), 2 施 設		
⑨施設の設置場所	〒723-**** 三原市円一町〇丁目1-1 ( 別図のとおり)	※ 備 考	
⑩ 使 用 廃 止 の年月日	令和4年3月20日		
使用廃止の理由	老朽化のため。		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定 粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載するこ と。 [記載要領]

① 様式5 ばい煙発生施設, 揮発性有機化合物排出施設, 一般粉じん発生施

設, 特定粉じん発生施設, 水銀排出施設に共通の様式。これらの 複数に該当する場合は一つの届出書(正・副) でまとめて届け出

ることができる。

② 届出の内容 不要な文字を抹消すること。

③ 受信者(提出先) 広島市内… 広島市長(環境保全課)

福山市内… 福山市長 (環境保全課)

呉市内… 呉市長 (環境管理課)

その他の地域… 管轄の広島県各厚生環境事務所 ( 支所) 長 ( 環

境管理課, 支所にあっては衛生環境課) 事務・権

限移譲された市町においては各市町の長

## ※ 事務・権限移譲については県のホームページ等で最新情報を参照してください。

④ 届出者

住所, 名称及び氏名(電話番号) を記入すること。法人にあっては、法人を代表する者の職と氏名を記入すること。

また, 法人代表者の代理人を届出者とする場合には, 記載例の様に代表者と代理人を併記するとともに, 委任状を添付すること。

⑤ 施設の別 該当するものをすべて記載してください。

⑥ 工場又は事業場の名称 略称を用いないこと。

⑦ 工場又は事業場の 郵便番号及び住居表示を正確に記入すること。

所在地

⑧ 施設の種類 廃止施設がはっきり判別できるよう、既に届出されている施設の名

称(工場,事業場で付けている名称) を記載するか, 廃止施設の

位置を示す図面を添付すること。

⑨ 施設の設置場所 住居表示を正確に記入すること。

⑩ 使用廃止の年月日 大気汚染防止法第 11 条に留意すること。

## — 【大気汚染防止法第 11 条】

第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係るばい煙発生施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事(②の受信者に読み替える)に届け出なければならない。